目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。)

この書面および投資信託説明書(交付目論見書)の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.85%(税込)を上限として 当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の 詳細は投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- ・ 当社が別に定める口座管理料をご負担いただきます。

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の 全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文 に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合 (法令に定める場合を除きます。) には、取引 報告書をお客様にお渡しいたします (郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)。

当ファンドの販売会社の概要

商 号 等 安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長(金商)第1号

本店所在地 〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦3丁目23-21

連絡先 本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。

加入協会 日本証券業協会

指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

資本金 22億8千万円

この頁は投資信託説明書(目論見書)の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書(目論 見書)の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。 主な事業金融商品取引業設立年月昭和19年4月

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある店舗にて承っております。

受付時間:月曜日~金曜日 8時30分~17時00分(祝日を除く)

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の 方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」を利用することができます。

住所 : 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号: 0120-64-5005 (FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。)

受付時間:月曜日~金曜日 9時00分~17時00分(祝日を除く)

投資信託についてお客様にご負担いただく費用

■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.3% (税込) の場合は、概算で次のように計算します。

購入金額 = 購入口数 × 約定日の基準価額 購入時手数料 = 購入金額 × 3.3%(税込)

<口数指定で申込>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り)

購入金額 = 1,000,000 口 × (10,000 円/10,000 口) = 1,000,000 円

購入時手数料 = 1,000,000 円 × 3.3% = 33,000 円

となり、合計 1,033,000 円お支払いただくこととなります。

<金額指定で申込・・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り)

購入金額 = 購入口数 \times (10,000 円/10,000 口)

購入時手数料 = 購入金額 × 3.3%

お支払金額 1,000,000 円 = 購入金額 + 購入時手数料

購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

最大の購入口数は968,055口になり、購入時手数料は31,945円になります。

購入時手数料を概算で求めるには、次の計算式で確認できます。

購入時手数料 = (購入金額 / (1 + 3.3%)) \times 3.3%

- *上記の購入時手数料計算は概算です。実際の計算は、手数料を計算してから小数点 以下を切捨てし、消費税を計算してから小数点以下を切捨てします。
- *分配金再投資コース(一部銘柄で取扱)の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手数料はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

■運用(保有)時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」(最大 2.709%(税込み・概算))が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

■解約(換金)時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部(最大 0.5%)を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基

この頁は投資信託説明書(目論見書)の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書(目論見書)の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

準価額から信託財産留保額を控除した価額が解約価額となります。尚、投資信託を償還時まで 保有していただければ、信託財産留保額は必要ではありません。

<計算例:信託財産留保額が0.3%の場合>

例えば 1,000,000 口解約時、約定日の基準価額 10,000 円(10,000 口当り)の場合は信託財産留保額 = 10,000 円 \times 0.3% = 30 円

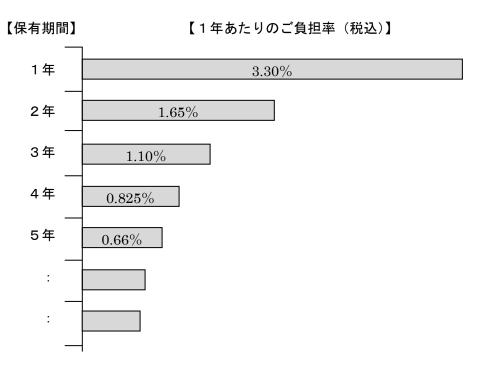
解約価額 = 10,000 円 - 30 円 = 9,970 円 (10,000 口当り) となります。

投資信託にかかる手数料やコストは、それぞれの投資信託によりかかる場合とかからない場合があり、かかる場合でも料率や年率が異なります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をよくお読みください。

販売手数料に関するご説明

■投資信託の販売手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が 長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、販売手数料が3.3%(税込)の場合



- ※投資信託によっては、販売手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料を お支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あた りの負担率はしだいに減っていきます。
- ※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については目論見書や補完書面で ご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の販売手数料のほか、信託報酬やその他 費用等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。 実際の手数料率等の詳細は目論見書又は目論見書補完書面でご確認ください。

この頁は投資信託説明書(目論見書)の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書(目論見書)の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

僕もFX取引で 困ってるんだ。 どうしよう…。



投資信託の取引で 困ったわ。どうしたら いいかしら。



株取引のトラブル、 どこに聞けば いいんだろう?



ご相談は、「指定紛争解決機関」

証券・金融商品あっせん相談センター

フィンマック 証券・金融商品あっせん相談センター(ADR FINMAC)は、 法律に基づく公的な団体が連携した指定紛争解決機関(金融庁指定)です。 証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX 等のトラブルを 公正・中立な立場で解決を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます(預金、 保険などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません)。公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手 続きの申立てを受け付けます(あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます)。

詳しくはホームページへ https://www.finmac.or.jp/ FINMAC







03-3669-9833







FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



ADR FINMACの特長は?

公正!

金融商品取引法の指定・認定やADR促進法に基づく認証を受け、中立的立場で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。 また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



迅速!

裁判では、かなり長い時間を要しますが、 あっせんは迅速、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます。

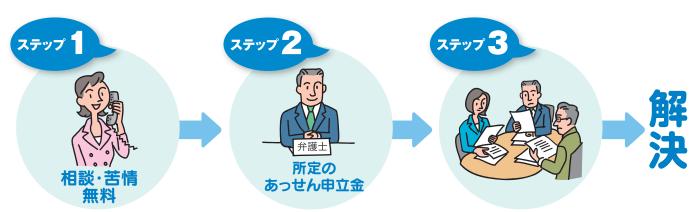
身近!

あっせんは、お住まいのある都道府県庁所在地で行います。



どのように相談にのってくれるの?





まずは、お電話ください。 中立・専門の相談員が応じます。

あっせんの場合には、公正・ 中立の立場の弁護士があっ せん手続きを行います。 通常1~3回程度の話し合いにより、あっせんの成立(和解)、打切りなど対応がなされます。



ADR FINMAC 特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

0120-64-5005

月曜日~金曜日(祝日等を除く) 午前9時 ~午後5時

https://www.finmac.or.jp/



ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<委託会社> [ファンドの運用の指図を行う者]

カレラアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 2636 号

電話番号: 03 - 6691 - 2017

受付時間:営業日の午前9時~午後5時

ホームページ: https://www.carrera-am.co.jp/

当ファンドに関する金融商品取引法第 15 条第 3 項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に記載しています。

<受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

本書は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 13 条の規定に基づく目論見書です。 ファンドの基準価額、販売会社などについては、上記の委託会社の照会先にお問い合わせください。

| 商品分類 | | | |
|----------------|----|-------------------|--|
| 単位型・追加型 投資対象地域 | | 投資対象資産 (収益の源泉) | |
| 追加型 | 海外 | 株式 | |

| | 属性 | 区 分 | |
|--------|------|--------|-------|
| 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 為替ヘッジ |
| 株式 一般 | 年2回 | オセアニア | なし |

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。 商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス https://www.toushin.or.jp/)でもご覧いただけます。

- この目論見書により行う「ニュージーランド株式ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法 第5条の規定により有価証券届出書を2025年10月15日に関東財務局長に提出しており、2025年10月16日にその 届出の効力が生じております。
- 当ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号) に基づき、事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に 請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

| 委託会社名 | カレラアセットマネジメント株式会社 |
|------------------------|------------------------|
| 設立年月日 | 2011年7月19日 |
| 資本金 | 1億6,240万円(2025年8月末日現在) |
| 運用する投資信託財産の 合計純資産総額 | 84,762百万円(2025年8月末日現在) |

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

当ファンドは、主としてニュージーランドの金融商品取引所に上場している株式等に 投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 主としてニュージーランドの金融商品取引所に上場している企業または同国に おいて主な事業を展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動 する効果を有する有価証券、不動産投資信託証券等に投資し、信託財産の中長期的な 成長を目指します。
- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんが、機動的に市場変動に 対応することがあります。

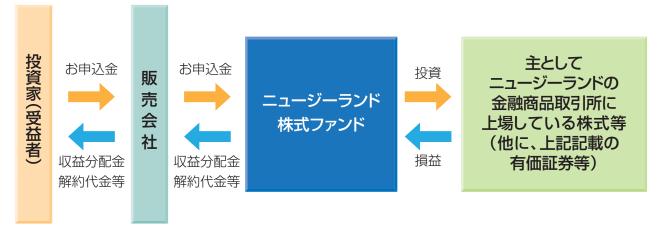
当ファンドは特化型運用を行います。

特化型運用ファンドとは、一般社団法人投資信託協会規則に定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するファンドをいいます。

※寄与度とは投資対象候補銘柄の時価総額の合計額における一発行体あたりの時価総額が占める割合または運用管理等に 用いる指数における一発行体あたりの構成割合をいいます。

当ファンドが主要投資対象とするニュージーランドの企業の株式等には、寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、投資先について特定の銘柄への投資が集中することがあり、当該支配的な銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

【ファンドの仕組み】



【運用プロセス】

マクロ分析

経済・社会・金融・政治・国際情勢等の分析

ミクロ・マーケット分析

市場の需給、個別銘柄のバリエーション・業績等の分析



ポートフォリオ構築

投資魅力度の高い銘柄群を選択 最良執行による組入れ



リスク管理・投資成果分析

主な投資制限

- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する 比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該 比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

年2回(原則として毎年1月15日、7月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当等収益と売買益(評価損益を含みます。) 等の全額とします。
- 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。 ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

<分配のイメージ図>



※ 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。 ※ 分配金の金額は、あらかじめ一定の分配を確約するものではなく、分配金が支払われない場合もあります。

資金動向や市況動向等によっては、前記のような運用が出来ない場合があります。

良好な投資環境

●景気=安定成長軌道を巡航

NZ経済は、豊富な食糧生産、移民受入の増加、旺盛な建設需要などの恩恵を受け、中長期的には、巡航速度での経済成長が継続すると見込まれます。

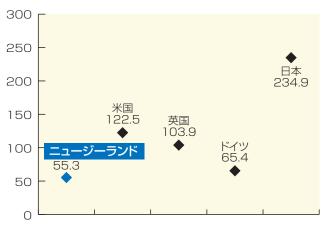
| GDP成長率(%) | | |
|-----------|------|--|
| 2020年 | -1.3 | |
| 2021年 | 5.7 | |
| 2022年 | 2.9 | |
| 2023年 | 1.8 | |
| 2024年 | -0.5 | |
| 2025年(予想) | 1.4 | |
| 2026年(予想) | 2.7 | |

出所:IMF(2025年4月見通し)

●政府債務残高=低水準

NZの政府債務残高は、他の先進国と比較して、極めて低水準にあり、ソブリン・リスクは相対的に限定されています。

政府債務残高(%対GDP:2025年予想)



出所:IMF(2025年4月見通し)

経済成長ストーリー 世界的な人口増加 新興国の生活水準向上 自由貿易の枠組み拡大 ニュージーランド 経済成長 食糧 水資源 人口増加 株式/為替価値の上昇

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

世界最大級の酪農大国

広大な草地(国土の約4割が農用地)での自由放牧を中心とした酪農が、大規模に展開されていることによって、 生産コストを低減することが可能で、国際競争力に強みがあります。

酪農製品輸出数量ランキング(2025年予想)

(千トン)

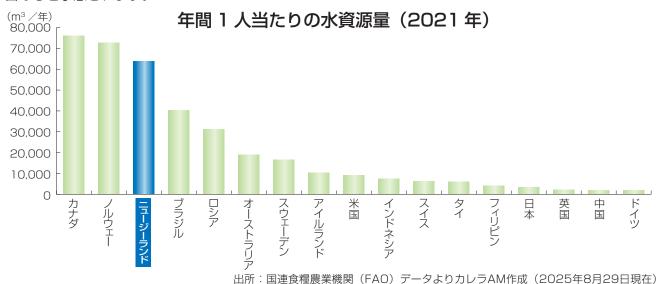
| | チーズ | | バター | | 脱脂粉乳 | ı | 全粉乳 | |
|-----|----------|-------|-----------|-----|----------|-----|----------|-------|
| 第1位 | EU | 1,390 | ニュージーランド | 475 | 米国 | 757 | ニュージーランド | 1,450 |
| 第2位 | 米国 | 519 | EU | 280 | EU | 710 | EU | 200 |
| 第3位 | ニュージーランド | 385 | ベラルーシ | 84 | ニュージーランド | 425 | アルゼンチン | 145 |
| 第4位 | ベラルーシ | 320 | インド、英国、米国 | 45 | オーストラリア | 160 | ベラルーシ | 44 |

出所: USDA (米国農務省、2025年7月現在)

世界有数の水資源大国

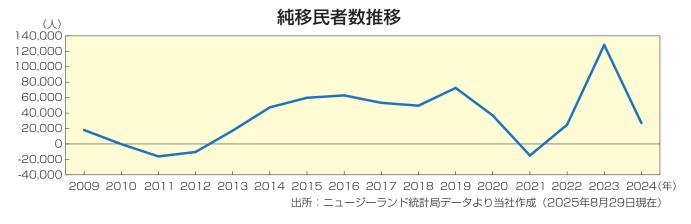
地球上には14億kmの水が存在しますが、そのうち2.5%のみが淡水です。また、エネルギー資源と異なり、代替するものがありません。

水資源の確保の重要性が高まる中、世界有数の水資源大国であるニュージーランドは、中長期的に優位な地位を 占めると予想されます。



経済成長に寄与する人材受け入れ

NZ政府は積極的な移民受入政策を行っています。NZの発展に欠かせない高い技能を持った人々に優先的に永住権を支給する「技能移民部門」創設により、多くの優秀な人材を受け入れ、経済発展の一端を担っています。



上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

自由貿易拡大による恩恵

- ■ニュージーランドは、アジア・オセアニアを中心に多くの国・地域と自由貿易協定を結んでいます。 更に、CP TTP(TTP11 /環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)の開始 により、日本や南米・北米諸国との自由貿易圏が実現、知的財産、金融サービスなど幅広い分野 で投資自由度の高い交易が可能となりました。
- 高付加価値で輸出競争力の高い粉ミルクやチーズなどの乳製品を中心に、ソフトウエアなどのテクノロジー関連の輸出拡大も期待でき、ニュージーランドにとって非常にメリットが大きいと考えられます。

ニュージーランドについて ·次産品で立脚する先進国 積 270,534平方キロメートル(日本の約4分の3) □ 約500万人(2023年12月ニュージーランド統計局) 都 ウェリントン D P 2,487億米ドル(2025年:IMF推計) 当たりGDP 46.126米ドル(2025年:IMF推計) 第1次産品が主要産業であり、乳製品、肉類、木材・ 要 産 木製品、果実類、水産品、ワイン、羊毛類で輸出の6割程度を占めている。最近では、水素を含む再生 ウェリントン 0000 クライストチャーチ 可能エネルギー事業、宇宙航空産業等の新たな 産業も成長している。 貿 1.509億NZドル 輸出額(2023年) 輸出品目割合(2023年) 686億NZドル 乳製品32.7%、食肉14.2%、木材·木製品8.6% 輸入額(2023年) 輸入品目割合(2023年) 機械類22.5%、鉱物性燃料14.4%、自動車類13.7% 主要貿易相手国中国、オーストラリア、米国、日本 出所: 外務省(2025年8月29日現在)、IMF(2025年4月見通し)

ニュージーランドの株式市場について

– ニュージーランド証券取引所(所在 ウェリントン) –

時価総額 約1,015億米ドル

上場企業数 116社

出所: 国際取引所連合(2025年7月末現在)

– ニュージーランドの格付け(外貨建て長期) -

S&P AA+、ムーディーズ Aaa、フィッチ AA+

出所:各社発表(2025年8月29日現在)

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、ニュージーランドの金融商品取引所に上場している企業または同国において主な事業を 展開する企業の株式、預託証券、優先株式ならびに株価に連動する効果を有する有価証券、不動産投資 信託証券など値動きのある有価証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、 基準価額は変動します。し<u>たがって、</u> 元金が保証されているものではなく、基準価額の下落により ドに生じた利益および損失は、 すべて投資家の皆様に帰属する。

当ファンドの基準価額は、主に以下のリスク要因により、変動することが想定されます。

ただし、基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

当ファンドは、主に海外の株式に投資しますので、当ファンドの基準価額は、株式の価格変動の影響を受けます。株式の価格は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給を反映して変動し、短期のまたは悪な野は場合を大きなするとがあります。このような場合には、当ファンドの 基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

為替変動リスク

当ファンドは、主に外貨建ての株式に投資します(ただし、これに限定されるものではありません)。投資している通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要因となります。したかって、投資している通貨 が対円で下落した場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

カントリーリスク

当ファンドは、ニュージーランドの企業の株式等を主要投資対象とします。

海外の株式に投資する場合には、投資する有価証券の発行者に起因するリスクのほか、投資対 象国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等の要因により、当ファンドの基準価額が影響を受け 損失を被ることがあります。

ク 用 IJ

株式を発行する企業が、経営不安・倒産等に陥った場合、投資した資金が回収できなくなることがあります。また、こうした状況に陥ると予想された場合、当該企業の株式等の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下がる要因となる可能性があります。

動性リス

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に 急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、機動的に株式を売買できないことがあります。このような場合には、効率的な運用が妨げられ、当該株式の価格の下落 により、当ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

解約によるファンドの 隼価額変動り

解約によるファンドの資金流出に伴い、保有有価証券等を大量に売却しなければならないこと があります。その際には、市況動向や市場の流動性等の状況によって、保有有価証券を市場実勢と乖離した価格で売却せざるをえないこともあり、基準価額が大きく下落することがあります。

金 動 1

当ファンドの主要投資対象国であるニュージーランドの当局が資金移動の規制政策等を導入し た場合、一部解約、償還等の支払資金の国内への回金が滞ることがあります。

測 不 可 態 が 起 合 等 に つ 能 な その他予測不可能な事態(天変地異、クーデター等)が起きた場合等、市場が混乱することがあり、一時的に当ファンドの受益権が換金できないこともあります。また、これらの事情や有価証券の売買にかかる代金の受渡しに関する障害が起きた場合等には、当ファンドの受益権の換金代金の支払いが 遅延することや、一時的に当ファンドの運用方針に基づいた運用ができなくなるリスクがあります。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定 (いわゆるクーリング・オフ)の適用は ありません。
- **◎**流動性リスクに関する事項

当ファンドが保有する資産の市場環境等の状況により、保有有価証券の流動性が低下し、投資者からの換金請求に制約がかかる等のリスク(流動性リスク)があります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。当ファンドにおいて流動性リスクが顕在化すると考えられる状況は以下の通りです。

・経済全体または個別企業の業績の影響により、株価変動が大きくなるまたは取引量が著しく少なくなる等、 市場環境が急変した場合

・大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合

小型の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合

小型の解析が発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて行う 場合があります。したがって、収益分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではあ りません。また、投資者の個別元本の状況によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。なお、収益分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金の支払いは純資産総額の減少につながり、基準価額の下落要因となります。計算期間中の運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

リスクの管理体制

- ■運用部が投資方針、運用計画に基づくポートフォリオを構築し、投資政策委員会に上程します。■委託会社では流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施する。 ● 委託会社では流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。
 ● コンプラインス・オフィサーが法令話を行います。
 ● コンプラインス・オスィナーが法令話を行います。
- 管理体制等の適切性、有効性の検証を行います。
- ■運用管理委員会において、資産運用状況の総合的な分析、検討および適切な施策を決定します。

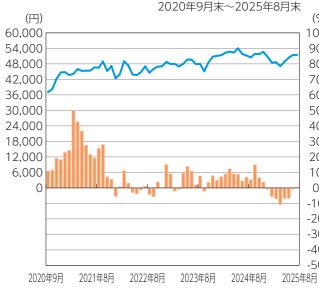
(参考情報)

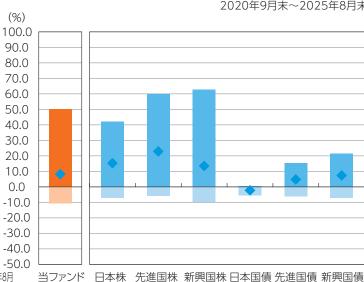
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できる ように作成したものです。

2020年9月末~2025年8月末





- 当ファンドの年間騰落率(右軸) -
- 分配金再投資基準価額(左軸)
- ■最大値 最小値 ◆ 平均値 最大値 最小値
- *ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算 した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合が あります。
- *年間騰落率は、2020年9月から2025年8月までの各月末に おける1年間の騰落率を表示したものです。
- 当ファンド 日 本 株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債 平均值 8.2 15.3 22.9 13.5 $\triangle 2.2$ 7.4 最大値 50.1 42.1 59.8 62.7 15.3 21.5 0.6 △5.8 $\triangle 5.5$ 最小值 $\triangle 10.7$ △7.1 $\triangle 9.7$ $\triangle 6.1$ $\triangle 7.0$
- *全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *2020年9月から2025年8月の5年間の各月末における直近1年間の 騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
- *決算日に対応した数値とは異なります。
- *当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国信…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式 会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額 をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は 同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発 行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマ ンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会 社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うも のではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本) lは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の 時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関する すべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券 市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する 商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

運用実績

(2025年8月29日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

■基準価額・純資産総額の推移



*分配金込基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして表示しています。

●基準価額と純資産総額

| 基準価額(1万口当たり) | 17,890円 |
|--------------|----------|
| 純資産総額 | 1,108百万円 |

●分配の推移(1万口当たり、税引前)

| 2025年7月 | 100円 |
|---------|---------|
| 2025年1月 | 200円 |
| 2024年7月 | 300円 |
| 2024年1月 | 200円 |
| 2023年7月 | 200円 |
| 設定来累計 | 13,800円 |

主要な資産の状況

●資産配分

| 資産の種類 | 組入比率 |
|--------|---------|
| 株式 | 91.06% |
| 債 券 | 0.00% |
| 現金・その他 | 8.94% |
| 合 計 | 100.00% |

●組入上位10銘柄

| | 銘柄名 | 業種 | 組入比率 |
|----|------------------------------|------------------------|--------|
| 1 | FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C | ヘルスケア機器・サービス | 10.60% |
| 2 | AUCKLAND INTL AIRPORT LTD | 運輸 | 10.07% |
| 3 | MERIDIAN ENERGY LTD | 公益事業 | 10.06% |
| 4 | CONTACT ENERGY LTD | 公益事業 | 9.75% |
| 5 | GOODMAN PROPERTY TRUST | エクイティ不動産 投資信託(REIT) | 9.07% |
| 6 | AIR NEW ZEALAND LTD | 運輸 | 6.54% |
| 7 | KIWI PROPERTY GROUP LTD | エクイティ不動産 投資信託(REIT) | 5.41% |
| 8 | GENESIS ENERGY LTD | 公益事業 | 5.34% |
| 9 | A2 MILK CO LTD | 食品·飲料·タバコ | 5.07% |
| 10 | SPARK NEW ZEALAND LTD | 電気通信サービス | 4.77% |

●組入上位8業種

| | 業種 | 組入比率 |
|---|------------------------|--------|
| 1 | 公益事業 | 28.51% |
| 2 | 運輸 | 20.93% |
| 3 | エクイティ不動産 投資信託(REIT) | 14.48% |
| 4 | ヘルスケア機器・サービス | 10.60% |
| 5 | 食品・飲料・タバコ | 5.07% |
| 6 | 電気通信サービス | 4.77% |
| 7 | 素材 | 3.83% |
| 8 | 資本財 | 2.86% |

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※年間収益率は基準価額(税引前 分配金再投資ベース)をもとに 算出した騰落率です。
- ※2025年は1月1日から8月29日までの収益率を表示しています。
- ※当ファンドにベンチマークはありません。
- ※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
- ※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

お申込みメモ

| 購 入 単 位 | 最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
|-----------------------------------|---|
| 購 入 価 額 | 取得申込受付日の翌営業日の基準価額 |
| 購 入 代 金 | 販売会社が定める期日までにお支払いください。 |
| 換 金 単 位 | 最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。 |
| 換 金 価 額 | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額 |
| 換 金 代 金 | 原則として換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。 |
| 申込受付中止日 | ニュージーランドの銀行または証券取引所の休業日と同日の場合 |
| 申込締切時間 | 原則として、午前12時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 |
| 購入の申込期間 | 2025年10月16日から2026年10月15日まで ただし、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。 |
| 換金制限 | ご換金にあたっては、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口のご解約請求には制限を 設ける場合があります。 |
| 購入・換金申込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し | 委託会社は、金融取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他 やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込の受付を中止すること、及びすでに 受付けた購入・換金を取消すことができます。 |
| 信託期間 | 2053年7月15日まで(信託設定日: 2012年7月26日) |
| 繰 上 償 還 | 受益権口数が3億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。 |
| 決 算 日 | 原則として、毎年1月15日、7月15日(休業日の場合は翌営業日) |
| 収 益 分 配 | 委託会社が毎決算時に、基準価額水準、市況動向、残存信託期間等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。 ※当ファンドには、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取りコース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合がありますので、取扱い可能なコースについては、販売会社にお問合わせ下さい。なお、コース名は、販売会社により異なる場合があります。 |
| 信託金の限度額 | 1,000億円を上限とします。 |
| 公 告 | 電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。 https://www.carrera-am.co.jp/ なお、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた 場合には、日本経済新聞に掲載します。 |
| 運用報告書 | 毎年1月、7月のファンドの決算時及び償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付運用報告書を提供等します。また、運用報告書(全体版)は、電磁的方法により提供します。 |
| 課税関係 | 課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の 適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により 取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 |

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に3.30% (税抜3.00%) の率を乗じて得た額を 上限として、販売会社が独自に定めるものとします。詳しくは、販売会社または委託会社 までお問い合わせください。

・購入時手数料: 販売会社によるファンドの募集・販売の取扱いの事務等の対価

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<mark>年1.672% (税</mark> 抜1.52%)の率を乗じて得た額とします。当該費用は毎日計上され、毎決算期末または信 託終了のときに、信託財産中から支払われます。

·信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

運用管理費用 (信託報酬)

| 当該ファンドの 純資産総額に対して | | 年率1.672% (税抜1.52%) |
|----------------------|------|--|
| | 委託会社 | 年率0.715% (税抜0.65%) |
| | 安武云仙 | 資金の運用指図等の対価 |
| 内 | 販売会社 | 年率0.880% (税抜0.80%) |
| 訳 | | 購入後の情報提供等の対価、運用報告書等各種書類の提供等、口座内でのファンドの管理 |
| | | 年率0.077% (税抜0.07%) |
| | 文武五位 | 運用財産の保管及び管理、委託会社からの指図の実行等の対価 |

その他の費用・ 料 数

ファンドの監査費用、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書、運用報告書など法定書 類等の作成、印刷、交付及び提供等または提出費用、公告費用等の管理、運営にかかる費用、 有価証券等の取引に伴う手数料(売買委託手数料、保管手数料等)、信託財産に関する租税、 証券投資信託管理事務委託手数料、信託事務の処理等に要する諸費用等。

- ※その他の費用については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示する ことができません。
- ※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができま せん。
- ・監査費用:ファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料:有価証券等の売買の際に支払う手数料
- ・保管費用:資産を海外で保管する場合の費用

税 金

- ・税金は下記の表に記載の時期に適用されます。
- 下記の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期 | 項目 | 税金 |
|----------|-----------|---|
| 収益分配時 | 所得税*及び地方税 | 〈配当所得として課税〉普通分配金に対して20.315% |
| 換金時及び償還時 | 所得税*及び地方税 | 〈譲渡所得として課税〉 換金 (解約) 時及び償還時の差益(譲渡益) に対して20.315% |

※復興特別所得税を含みます。

- ・上記は2025年8月末現在のものです。なお、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・少額投資非課税制度「愛称:NISA (ニーサ)」をご利用の場合
- 少額投資非課税制度「NISA (ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、 一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となり ます。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の 条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記とは異なります。
- ・税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書対象期間(2025年1月16日~2025年7月15日)の総経費率(年率)

| 総経費率(①+②) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 1.98% | 1.68% | 0.30% |

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除き ます。)を対象期間中の平均受益権口数に対象期間中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。 ※上記の前提条件で算出されたもので、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。 ※詳細につきましては直近の運用報告書(全体版)をご覧ください。